

第29回
消費者
志向経営
セミナー

実務者必見！ 景品表示法実務対応のポイント ～違反事例と適格消費者団体による差止請求事例～

日時 2019年2月26日(火)
13:30～16:30 (受付13:00～)

会場 主婦会館プラザエフ 5階会議室 (裏面地図参照)
東京都千代田区六番町15 JR・地下鉄 四ツ谷駅から徒歩2分

内容

景品表示法に基づく法的措置件数が増加し、2017年度には50件もの措置命令が出されています。消費者庁は「打消し表示に関する実態調査報告書」を公表し、景品表示法に違反した場合は、厳正に対処するとしています。そこで、過去に消費者庁表示対策課に勤務されていた木村智博弁護士より、最近の行政指導の内容と企業がどのような点に注意したらよいのかというポイントを解説します。第2部では、景品表示法に基づき、消費者機構日本が差止請求した事例について説明します。

13:30-15:45 景品表示法における違反事例及び実務対応のポイント

講師:木村・東谷法律事務所 弁護士 木村 智博
(元消費者庁表示対策課課長補佐)

15:55-16:30 消費者機構日本が行った差止請求事例(景品表示法)

報告者:消費者機構日本 専務理事 磯辺 浩一

参加費: 10,000円

※2/20以降はキャンセル料がかかります。

参加人数: 40名(先着順)

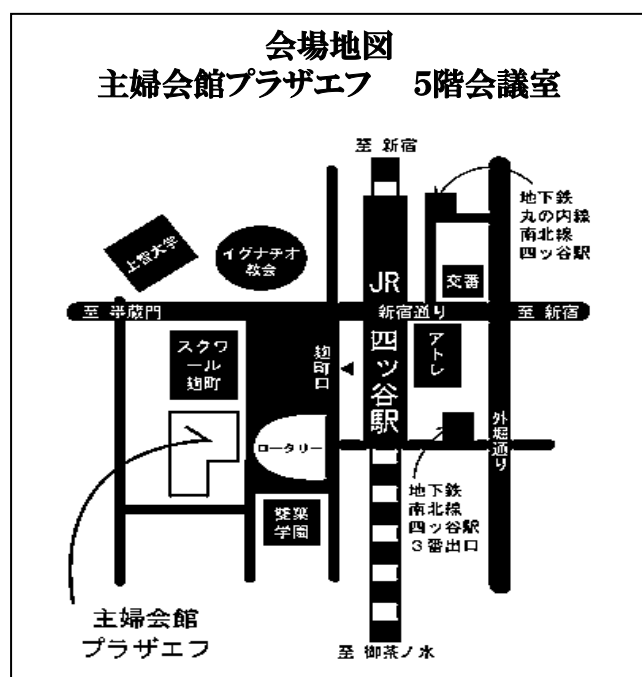


参加お申込み方法 下記申込書を、消費者機構日本事務局までお送りください。

FAX番号 03-5216-6077 E-mail seminar@coj.gr.jp

第29回 消費者志向経営セミナー 2月26日 景品表示法実務対応のポイント 参加申込書

会社名・団体名		電 話	
ご記入者のお名前	(ふりがな)	F A X	
		E - mail	
所属部署・役職			
ご連絡先の住所	〒		
ご記入者宛に参加確認のご案内等お送りしますので、郵便番号・住所・電話・FAX・E-mailのご記入をお願いします。			
<p>個人情報の利用について 本申込書に記載いただいたご記入者の個人情報につきましては、本企画に関する諸連絡に利用いたします。また、今後の消費者機構日本からの諸案内にも利用させていただきます。 今後の諸案内に利用することについて、下記いずれかを○で囲んでください。</p> <p>【承諾する・承諾しない】</p>	参加者のお名前	所属部署・役職	
	(ふりがな)		
	(ふりがな)		
	(ふりがな)		
(ふりがな)			



●参加費のお支払いについて

参加費は、事前振込みまたは当日、会場受付にてお支払いいただきます。詳細は参加申込受付後に、ご記入者宛にご連絡させていただきます。

●参加申込後のキャンセル料

下記のように設定しておりますので、あらかじめご了承ください。

キャンセル時期	キャンセル料
2月19日まで	無 料
2月20日から 2月25日まで	参加費の30%
2月26日当日	参加費の100%

(セミナーに関するお問合せ先) 消費者機構日本 セミナー事務局
電話 03 (5212) 3066 Eメール seminar@coj.gr.jp